

# 行政監査結果報告書

「未利用県有地等の利活用及び処分について」

平成22年6月

香川県監査委員

## 【 目 次 】

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査の方法	1
3	監査対象財産	1
(1)	未利用県有地	1
(2)	貸付地	2
(3)	今後、未利用地となる見込みの土地	2
(4)	土地開発公社の保有地	2
4	監査対象所属の選定	2
5	監査の主な着眼点	2
第4	公有財産制度の概要	2
1	行政財産	2
2	普通財産	3
3	公有財産の管理及び処分	3
4	香川県における公有財産の管理	3
第5	監査対象財産の状況	4
1	「未利用地」の状況	4
(1)	普通財産における未利用地	5
(2)	行政財産における未利用地	8
2	「貸付地」の状況	9
(1)	貸付先・用途別の状況	10
(2)	貸付期間別の状況	11
(3)	貸付料(使用料を含む。)の状況	12
3	維持管理費の状況	12
4	処分の状況	12
(1)	平成17年度から平成20年度までの処分状況	12
(2)	平成21年度の処分状況	13
5	「今後、未利用地となる見込みの土地」の状況	14
6	「土地開発公社の保有地」の状況	14
第6	監査の結果及び意見	16
1	個別改善・検討事項	16
2	総括意見	18
【資料】	別表 監査対象財産一覧【平成21年10月1日現在】(土地開発公社の保有地を除く)	21~22

## 凡 例

- ① 本文中の土地等の件数・面積は、注記のない限り、平成 21 年 10 月 1 日現在の状況を記載している。
- ② 面積、金額、比率（％）は、表示単位未満を四捨五入して表示している。
- ③ 財産の名称は、原則として公有財産台帳の財産名称を使用しているが、わかりやすくするために一部表記の変更を行った。したがって、公有財産台帳の財産名称と一致しないものがある。
- ④ 財産の件数は、財産名称を 1 件と表示している。
- ⑤ 表中の左欄の番号及び個別改善・検討事項（P 16～P 18）の番号は、別表「監査対象財産一覧」の番号に対応している。

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかについて、監査を実施するものである。

## 第2 監査のテーマ及び選定理由

### 1 監査のテーマ

未利用県有地等の利活用及び処分について

### 2 選定理由

県が所有する土地は、県民共有の貴重な財産であり、適正な維持管理を行うとともに、有効に活用することが求められている。

しかしながら、これらの財産の中には、行政財産としての役目を終え普通財産に分類換えされたものや、取得後の社会情勢や財政状況の変化等により、有効に活用されないまま長年にわたり保有しているものも存在している。近年では、組織の統廃合や公舎等の用途廃止に伴い、未利用建物の存する未利用地が増加し、その維持管理についても新たな課題となってきている。

そこで、県が所有する土地及び将来的に県が買い戻す予定の土地開発公社保有地の実態を把握し、未利用となっている土地について利活用や処分の計画が具体化されているか、維持管理は適正に行われているか、また、貸付地の実態などについて監査し、県有財産の有効活用の推進に資するものとした。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施期間

平成21年7月から平成22年5月まで

### 2 監査の方法

未利用県有地については、香川県公有財産規則（昭和39年規則第37号。以下「公有財産規則」という。）に基づき総務学事課長が管理する公有財産台帳及び公有財産貸付台帳のデータと、全所属に作成を依頼した調書の数値を照合して監査対象財産を特定し、監査委員事務局職員による予備調査（書類審査及び実地調査）の結果に基づき監査を行った。

土地開発公社の保有地については、公有用地明細表と土木監理課用地対策室に作成を依頼した調書の数値を照合して監査対象財産を特定し、監査委員事務局職員による予備調査（書類審査）の結果に基づき監査を行った。

### 3 監査対象財産

#### (1) 未利用県有地

- ① 普通財産である土地で、現在使用されていないもの（ア 利活用計画等が明確でない土地、イ 売却用地、ウ 分譲用地。）
- ② 行政財産である土地で、公用又は公共用に供されていないもの

- (2) 貸付地
- (3) 今後、未利用地となる見込みの土地
- (4) 土地開発公社の保有地

※ なお、土地形状等により他の利用が困難なもの（廃道敷、廃川敷、護岸背後地等）は、監査対象から除いた。

#### 4 監査対象所属の選定

- ① 平成 21 年 10 月 1 日現在で、監査対象の土地を管理する所属
- ② 平成 17 年度から 21 年度までの間に処分を行った土地（処分予定の土地を含む。）を所管する所属
- ③ 平成 22 年度以降に未利用となる見込みの土地を所管する所属
- ④ 土地開発公社の保有地を所管する所属

#### 5 監査の主な着眼点

- (1) 未利用県有地
  - ・未利用地の実態
  - ・利活用又は処分の計画はあるか
  - ・維持管理費の状況
- (2) 貸付地
  - ・貸付地の実態（貸付先、貸付期間、貸付料の状況など）
- (3) 今後、未利用地となる見込みの土地
  - ・実態の把握（未利用地となる理由、面積、時期など）
- (4) 土地開発公社の保有地
  - ・保有地の実態
  - ・県による買戻しの計画の状況

### 第 4 公有財産制度の概要

普通地方公共団体が所有する財産は自治法上、公有財産、物品及び債権並びに基金に分類されている。このうち公有財産は、不動産（土地、建物等）、船舶、地上権、特許権、株式、出資などから構成され、公有財産は、利用目的により行政財産と普通財産に分類される。

#### 1 行政財産

行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。行政財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないとされているが、一方で、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することが制限的に認められている。

## 2 普通財産

普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産をいう。普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」とされている。

### 【参考 具体例】

行政財産	(公用財産) 庁舎、試験研究施設等に供される建物及び敷地 (公共用財産) 公園、道路、河川、学校、図書館、公営住宅等に供される建物及び敷地
普通財産	売却用の土地、行政財産の用途廃止したもの

## 3 公有財産の管理及び処分

公有財産の管理については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 8 条に、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

また、財産の取得、管理及び処分については、自治法第 149 条第 6 号の規定により普通地方公共団体の長が行うこととされている。

## 4 香川県における公有財産の管理

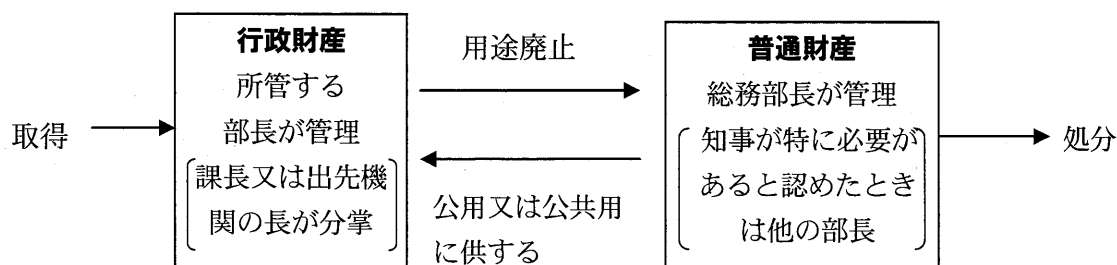
香川県における公有財産の取得、管理及び処分の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、公有財産規則に基づき行われている。

公有財産規則では、公有財産の総括管理者として、総務部長は、公有財産の効率的な運用及び取得、管理及び処分の適正を期するため、公有財産に関する事務を統一するとともにその増減、現在高及び現状を明らかにしておかなければならないとされている。

公有財産の管理について、行政財産は、当該財産を所管する部長が管理するものとされ、普通財産は、総務部長が管理するが、知事が特に必要があると認めたときは他の部長が管理するものとされている。

また、部長は、その所管する公有財産の管理を当該財産の事務又は事業を担当する課長に分掌させるものとし、課長は、その分掌する公有財産の管理を当該財産の事務又は事業を担当する出先機関の長に分掌させるものとされている。

公有財産の取得、管理及び処分に係る基本的な流れを図示すると、次のようになる。



なお、地方公営企業の用に供する財産の取得、管理及び処分については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 9 条第 7 号の規定により管理者が行うこととされてお

り、水道局においては、香川県水道局財務規程（昭和 43 年企業管理規程第 4 号）に基づき、病院局においては、香川県病院局財務規程（平成 19 年病院局管理規程第 12 号）に基づき、それぞれ実施されている。

財産の交換、譲与、無償貸付等については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年条例第 29 号）に基づき行われている。

## 第 5 監査対象財産の状況

今回の行政監査における監査対象の土地は、80 件、総面積 1,535,300.06 m<sup>2</sup>となっている。

普通財産の内訳は、「未利用地」が 22 件、面積 665,169.93 m<sup>2</sup>、「貸付地」が 31 件、面積 597,785.45 m<sup>2</sup>、「未利用見込みの土地（平成 22 年度以降）」が 6 件、10,219.87 m<sup>2</sup>となっている。

また、行政財産の内訳は、「未利用地」が 16 件、面積 120,736.73 m<sup>2</sup>、「貸付地」が該当なし、「未利用見込みの土地（平成 22 年度以降）」が 7 件、面積 141,389.01 m<sup>2</sup>となっている。

### 監査対象土地の内訳（80 件）

（平成 21 年 10 月 1 日現在）

区分	普通財産		行政財産		計	
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
未利用地	22 件	665,169.93	16 件	120,736.73	38 件	785,906.66
貸付地	31 件	597,785.45	—	—	31 件	597,785.45
未利用見込みの土地 （平成 22 年度以降）	6 件	10,219.87	7 件	141,389.01	13 件	151,608.88
計	59 件	1,273,175.25	23 件	262,125.74	80 件	1,535,300.06

（注 1） 複数の区分に分かれている財産があるため、件数の計と内訳の合計は一致しない。

（注 2） 貸付面積は実測面積であるが、面積の計は登記簿面積であるため、面積の計と内訳の合計は一致しない。

### 1 「未利用地」の状況

「未利用地」は、38 件（普通財産 22 件、行政財産 16 件）、総面積は 785,906.66 m<sup>2</sup>（普通財産 665,169.93 m<sup>2</sup>、行政財産 120,736.73 m<sup>2</sup>）となっている。

#### 「未利用地」の規模別状況

（平成 21 年 10 月 1 日現在）

区分	普通財産		行政財産		計	
	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )
300 m <sup>2</sup> 未満	1	99.86	4	613.41	5	713.27
300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	8	4,573.30	3	1,990.48	11	6,563.78
1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	8	31,145.70	3	3,802.54	11	34,948.24
10,000 m <sup>2</sup> 以上 100,000 m <sup>2</sup> 未満	3	84,336.92	6	114,330.30	9	198,667.22
100,000 m <sup>2</sup> 以上	2	545,014.15	0	—	2	545,014.15
計	22	665,169.93	16	120,736.73	38	785,906.66

「未利用地」のうち、未利用建物を有するものは12件（普通財産6件、行政財産6件）、建物の総延床面積は5,019.21㎡（普通財産3,869.45㎡、行政財産1,149.76㎡）で、その内訳は、廃止された職員住宅等（公舎、宿舎及び寮を含む。）が8件（普通財産4件、行政財産4件）、廃止された庁舎・施設等が4件（普通財産2件、行政財産2件）となっている。

「未利用地」にある未利用建物の状況 （平成21年10月1日現在）

区分	普通財産		行政財産		計	
	件数	延床面積(㎡)	件数	延床面積(㎡)	件数	延床面積(㎡)
廃止された職員住宅等	4	1,590.34	4	816.98	8	2,407.32
廃止された庁舎・施設等	2	2,279.11	2	332.78	4	2,611.89
計	6	3,869.45	6	1,149.76	12	5,019.21

「未利用地」を未利用の保有期間別にみると、「1年以上5年未満」が13件と最も多く、次いで「5年以上10年未満」及び「10年以上20年未満」が6件となっている。

保有期間が「30年以上」は、屋島西町県有地、番の州埋立地、五色台の児童厚生施設用地の3件である。

未利用保有期間別状況 （平成21年10月1日現在）

区分	普通財産		行政財産		計	
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
1年未満	1	3,000.00	1	226.62	2	3,226.62
1年以上5年未満	11	25,503.79	2	34,238.00	13	59,741.79
5年以上10年未満	5	49,626.46	1	1,141.00	6	50,767.46
10年以上20年未満	2	143,443.92	4	3,020.03	6	146,463.95
20年以上30年未満	1	99.86	3	19,279.13	4	19,378.99
30年以上	2	443,495.90	1	11,202.87	3	454,698.77
不明	0	—	4	51,629.08	4	51,629.08
計	22	665,169.93	16	120,736.73	38	785,906.66

(1) 普通財産における未利用地

普通財産における「未利用地」は、未利用の状況に応じて、①利活用計画等が明確でない土地、②売却用地、③分譲用地に分類した。

①利活用計画等が明確でない土地は8件、面積174,856.17㎡（未利用地全体の26.3%）、②売却用地は12件、面積15,446.61㎡（同2.3%）、③分譲用地は2件、面積474,867.15㎡（同71.4%）となっている。

「未利用地」を規模別に見ると、件数が多いのは、①利活用計画等が明確でない土地は「1,000㎡以上10,000㎡未満」の4件、②売却用地は「300㎡以上1,000㎡未満」の8件となっている。



「未利用地」の規模別内訳（普通財産）

（平成 21 年 10 月 1 日現在）

区 分	①利活用計画等が 明確でない土地		②売却用地		③分譲用地	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
300 ㎡未満	1	99.86	—	—	—	—
300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	—	—	8	4,573.30	—	—
1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	4	20,272.39	4	10,873.31	—	—
10,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	2	52,537.92	—	—	1	31,799.00
100,000 ㎡以上	1	101,946.00	—	—	1	443,068.15
計	8	174,856.17	12	15,446.61	2	474,867.15
未利用地に占める面積の割合	26.3%		2.3%		71.4%	

① 利活用計画等が明確でない土地の状況

利活用計画等が明確でない土地の内訳は、No.5 は大的場健康体育センター跡地等、No.22 は香川県双子浦職員寮の土地、No.28 及びNo.52 は一部を工事用土砂の仮置場等として暫定利用しているものの 10 年以上長期未利用となっている土地、No.34 は進入路がなく利活用困難であるとされている土地、No.56～No.58 の 3 件はサンポート高松の土地である。（表①）

（表①）利活用計画等が明確でない土地の状況（普通財産）

（平成 21 年 10 月 1 日現在）

番号	財産名称	所在市町	土地面積 (㎡)	建物	20 年度維持 管理費 (円)	未利用と なった時期
5	大的場健康体育 センター跡地等	高松市	11,040.00	—	—	H19.8 月
22	香川県双子浦職 員寮	小豆島町	3,135.76	RC 造 3 階	—	H18.4 月
28	総社塩田跡地	坂出市	101,946.00	—	—	H10.1 月
34	かがわ総合リハ ビリテーション センター（普通 財産）	高松市	99.86	（小屋）	—	S58.4 月
52	北谷地区用地	丸亀市 坂出市	41,497.92	—	360,000	H4.7 月
56	サンポート高松 用地（A2）	高松市	4,873.99	（大型テント）	} 15,393,000	H16.4 月
57	サンポート高松 用地（B1）	高松市	7,228.15	—		
58	サンポート高松 用地（B2）	高松市	5,034.49	—		
計（8 件）			174,856.17	—	15,785,000	

（注） 維持管理費は草刈・清掃等の管理経費を記載しているが、No.56～No.58 のサンポート高松用地の維持管理費 15,393,000 円は、全体の指定管理経費を面積按分して算出したものであり、保安警備等に要する経費を含んだ額となっている。

② 売却用地の状況

公募等による売却手続を継続している売却用地は、12件、15,446.61㎡となっている。(表②)

県において将来の利活用計画がなく、国や地元市町の利用も見込まれない未利用地については、「未利用財産の処分に関する事務処理要領について」(平成16年9月15日総務学事課内規)に基づき、売却手続が行われている。

一般競争入札で売却する未利用地については、境界確定や測量等が完了し、売却できる状態となった時点で、担当部局からの依頼に基づき総務部へ引き継がれ、一括して売却手続が行われている。

なお、地方公営企業会計に係る未利用地については、全ての事務が担当部局(水道局、病院局)で行われている。

(表②) 売却用地の状況(普通財産) (平成21年10月1日現在)

番号	財産名称	所在市町	土地面積 (㎡)	売却開 始年度	建物	備考
9	三幸荘貸付地	高松市	393.80	H19	—	
12	屋島西町県有地 【2区画】	高松市	427.75	H13	—	1区画売却済 (H21.12月)
13	中讃保健福祉事務所(旧 中讃保健所坂出支所)	坂出市	345.74	H17	—	
14	三木町県有地(高松保健 所三木支所跡地)	三木町	949.01	H13	—	
15	農業大学校府中	坂出市	4,812.00	H18	—	
16	旧大内保健所(普通財産)	東かがわ市	1,985.58	H19	RC造3階	
17	三豊工業高校校長公舎跡 地(普通財産)	観音寺市	695.00	H20	—	
18	笠田高校校長公舎跡地 (普通財産)	三豊市	730.06	H20	—	
19	元坂出工業高校校長公舎	坂出市	341.11	H20	CB造平屋	売却済 (H21.12月)
21	坂出県税事務所	坂出市	3,000.00	H21	RC造2階	
小計(普通会計10件)			13,680.05			
78	旧津田診療所医師公舎	さぬき市	1,075.73	H20	RC造2階	
79	丸亀病院医師公舎	丸亀市	690.83	H20	RC造2階	
小計(病院事業会計2件)			1,766.56			
計(12件)			15,446.61			

(注1) No.12のうちの1区画及びNo.19(計542.89㎡)は、監査基準日以降の平成21年12月に売却済み。

(注2) 平成20年度維持管理費(草刈・清掃等の管理経費)は2件116,167円(No.9 73,500円、No.12 42,667円)。

③ 分譲用地の状況

現在、分譲を行っているのは、No.40の番の州埋立地とNo.41の高松東ファクトリーパークの2件である。(表③)

番の州埋立地のうち、分譲用地は工業用地 443,068.15㎡(44.3ha)である。このうち、大東川浄化センターの隣接地 33,122.14㎡(3.3ha)について、平成22年2月に、番の州埋立地としては昭和63年以来22年ぶりに分譲が再開されている。

高松東ファクトリーパークは、分譲20区画のうち分譲済みが4区画、リース契約(事業用定期借地権契約)による貸付地が15区画で、最後の1区画 31,799.00㎡(3.2ha)の売却に向け取り組んでいる。

(表③) 分譲用地の状況

(平成21年10月1日現在)

番号	財産名称	所在地	土地面積(㎡)
40	番の州埋立地	坂出市、宇多津町	443,068.15
41	高松東ファクトリーパーク	さぬき市、三木町	31,799.00
計(2件)			474,867.15

(注)平成20年度維持管理費(草刈・清掃等の管理経費)は1件887,495円(No.41)

(2) 行政財産における未利用地

未利用県有財産を調査するなかで、行政財産に分類されている土地のうち、公用又は公共用に供されていない、実態上の「未利用地」と思料されるものが16件、120,736.73㎡あることが判明した。

行政財産には、原則として未利用という概念がないと解釈されるため、これまで、未利用地として取り扱われてこなかったものであると考えられ、いずれも明確な利活用計画等を確認することはできなかった。

「未利用地」の状況(行政財産)

(平成21年10月1日現在)

番号	財産名称	所在市町	土地面積(㎡)	建物	20年度維持管理費(円)	未利用となった時期
6	与島第二駐車場等(多目的広場)	坂出市	18,169.00	—	294,668(草刈)	H19.3月
31	児童厚生施設用地	高松市	11,202.87	—	—	S44.3月
35	香川大学医学部用地(行政財産)	三木町	27,069.43	—	983,750(草刈、沈砂地清掃)	不明
	(高尾団地)		(19,897.43)			
	(岩鼻団地)		(7,172.00)			
49	農業大学校買田圃場	まんのう町	1,141.00	—	—(職員が草刈)	H12.4月

53	大内ダム管理事務所 (職員宿舎)	東かがわ市	385.65	木造平屋	21,000 (草刈)	不明
54	五郷ダム管理事務所 (ダム建設の原石山)	観音寺市	22,774.00	—	—	不明
61	高松高校 (校長公舎跡地)	高松市	180.24	—	—	S63.11月
62	高松南高校 (実習地)	高松市	1,400.00	—	1,120 (水利費) (職員が草刈)	不明
63	高松北高校 (山林)	高松市	19,046.00	—	—	S58.10月
64	飯山高校 (飯野山実習地)	丸亀市	16,069.00	—	— (職員が草刈)	H20.3月
71	東かがわ警察署相生 駐在所	東かがわ市	153.66	—	— (職員が草刈)	H10.3月
72	高松北警察署観光通 待機宿舎	高松市	52.89	—	—	S58.4月
73	高松西警察署川西待 機宿舎	綾川町	941.20	RC造2階	— (職員が草刈)	H9.4月
74	高松南警察署多肥駐 在所	高松市	226.62	木造2階	—	H21.4月
76	中部浄水場職員宿舎	琴平町	663.63	木造平屋 (2棟)	26,880 (草刈、修繕)	H2.4月
77	綾川浄水場職員宿舎	坂出市	1,261.54	木造平屋 (3棟)	— (職員が草刈)	H2.4月
計(16件)			120,736.73		1,327,418	

## 2 「貸付地」の状況

「貸付地」はすべて普通財産で、31件、総面積は597,785.45㎡となっている。そのうち、有償貸付は18件、面積486,458.89㎡(貸付地全体の81.4%)、無償貸付は13件、面積111,326.56㎡(同18.6%)となっている。

貸付先は60件で、建物もあわせて貸付けているものは13件(貸付地は8件)となっている。

貸付地一覧表

(平成21年10月1日現在)

番号	財産名称	所在市町	貸付面積 (㎡)	県建物をあ わせて貸付	貸付先
1	東京讃岐会館本館等	東京都港区	2,911.04	宿泊施設等	民間企業
2	東京讃岐会館別館等		1,174.56	宿泊施設等	
3	東京讃岐会館職員住宅2			職員住宅	
7	第三港湾貸付地	高松市	1,263.57	—	国
8	交通安全協会貸付地	高松市	11,574.48	—	財団法人
11	香川大学教育学部貸付地	高松市	19,812.00	—	国立大学法人
26	森林センター(山崎池)	まんのう町	2,695.00	—	個人

27	瀬戸内海国立公園タンベ池 (普通財産)	坂出市	186,514.06	—	国
			15,370.78	—	財団法人
37	香川県大阪事務所	大阪府大阪市	595.01	—	民間企業
41	高松東ファクトリーパーク	さぬき市 三木町	211,432.60	—	民間企業
42	産業会館	高松市	4,449.71	事務所	特殊法人等(6団体)
43	香川職業能力開発センター	高松市	8,291.80	—	独立行政法人
44	香川県立高松高等技術学校 (普通財産)	高松市	1,676.02	—	独立行政法人
45	花ノ宮二丁目県有地	高松市	2,357.13	—	国
46	シンボルタワー用地(貸付 地)	高松市	4,004.10	—	民間企業
51	瀬戸内海栽培漁業センター	高松市	6,622.43	—	独立行政法人
55	元坂出土木事務所	坂出市	4,900.00	事務所	坂出市
60	県営住宅西春日団地(普通財 産)	高松市	814.60	保育所	社会福祉法人
	有償貸付(18件)		486,458.89		
4	東京学生寮	東京都港区	3,928.29	学生寮	財団法人
10	大的場海水浴場	高松市	16,270.73	—	高松市
25	防災資機材センター	高松市	105.00	—	高松市
29	旧香川県健康増進センター (駐車場)	高松市	2,354.00	—	高松市
30	亀山学園	丸亀市	4,115.19	—	社会福祉法人
33	丸山作業所貸付地	観音寺市	4,742.00	—	広域行政組合
36	香川県赤十字血液センター	高松市	3,300.14	—	日本赤十字社香川 県支部
38	香川産業頭脳化センタービ ル	高松市	10,000.00	—	財団法人
39	高温高圧流体技術研究所	高松市	5,000.01	—	財団法人
40	番の州埋立地	坂出市 宇多津町	34,228.95	管理棟、ポン プ室外	県水道局、県土木 部、坂出市
50	主基斎田記念碑	綾川町	20.00	—	任意団体
59	下水道課(公園緑地等)	多度津町	17,977.25	—	多度津町
66	ヨットハーバー	高松市	9,285.00	—	高松市
	無償貸付(13件)		111,326.56		
	計(31件)		597,785.45		

(注) 一つの財産(土地)を複数の団体に貸付けているものがあるため、財産の件数と貸付先の件数は一致しない。

#### (1) 貸付先・用途別の状況

貸付先別でみると、「民間企業・個人等」が最も多く22件、次いで「公共的団体・公益法人」17件、「市町」12件の順になっている。(表1)

「民間企業・個人等」への貸付は全て有償貸付で、高松東ファクトリーパークが16件、面積211,432.60㎡と、件数の72.7%、面積の94.9%を占めている。

貸付面積の大きい土地は、高松東ファクトリーパーク（事業用定期借地権契約）、瀬戸内海国立公園タンベ池（201,884.84㎡、環境省・（財）休暇村協会の国民休暇村事業貸付地）となっている。

用途別では、「事務所等敷地」が33件、次いで「その他事業敷地」の10件、「公園・スポーツ施設敷地」8件となっている。（表2）

（表1）貸付地の状況〔貸付先別〕（平成21年10月1日現在）

区分	有償貸付		無償貸付		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
国・独立行政法人	7	226,537.01	—	—	7	226,537.01
県（企業会計・公社）	—	—	2	1,751.17	2	1,751.17
市町	1	4,900.00	11	78,469.76	12	83,369.76
公共的団体・公益法人	10	32,209.57	7	31,105.63	17	63,315.20
民間企業・個人等	22	222,812.31	—	—	22	222,812.31
合 計	40	486,458.89	20	111,326.56	60	597,785.45

（表2）貸付地の状況〔用途別〕（平成21年10月1日現在）

区分	有償貸付		無償貸付		計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
事務所等敷地	29	238,335.24	4	18,765.65	33	257,100.89
福祉施設敷地	1	814.60	2	8,857.19	3	9,671.79
公園・スポーツ施設敷地	2	201,884.84	6	75,016.98	8	276,901.82
学校敷地	2	31,386.48	—	—	2	31,386.48
その他事業敷地	4	8,985.60	6	6,063.46	10	15,049.06
駐車場	1	2,357.13	2	2,623.28	3	4,980.41
その他	1	2,695.00	—	—	1	2,695.00
合 計	40	486,458.89	20	111,326.56	60	597,785.45

## （2）貸付期間別の状況

貸付期間別に貸付件数をみると、有償貸付の「5年以上10年未満」が最も多く20件、次いで、有償貸付の「20年以上」の14件、無償貸付の「20年以上」の12件の順となっている。（表3）

有償貸付の「5年以上10年未満」の20件のうち、16件は高松東ファクトリーパークの貸付地、有償貸付の「20年以上」の14件のうち、12件は国・独立行政法人、公共的団体・公益法人への貸付けであり、無償貸付の「20年以上」の12件は、全てが市町、公共的団体・公益法人、県（公営企業等）への貸付けである。

(表3) 貸付地の状況〔貸付期間別〕

(平成21年10月1日現在)

区分		件数	面積 (㎡)	20年度年間貸付料 (見込み。円)
有償貸付	5年未満	5	30,941.13	50,643,419
	5年以上10年未満	20	226,823.62	112,452,733
	10年以上20年未満	1	78.45	132,816
	20年以上	14	228,615.69	68,349,663
	小計(18件)	40	486,458.89	231,578,631
無償貸付	5年未満	1	2,354.00	—
	5年以上10年未満	4	18,372.47	—
	10年以上20年未満	3	18,275.01	—
	20年以上	12	72,325.08	—
	小計(13件)	20	111,326.56	—
計(31件)		60	597,785.45	231,578,631

### (3) 貸付料(使用料を含む。)の状況

貸付料は、公有財産規則等に基づき算定しているが、「財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例」(番の州埋立地については、「香川県臨海工業地域内県有地貸付基準及び貸付料等の取扱要領」)に基づき無償のものもある。

平成21年度における年間貸付料総額(見込み)は、231,578,631円(貸付地18件、貸付先40件)となっている。

## 3 維持管理費の状況

平成20年度における「未利用地」に係る維持管理費(草刈・清掃等の管理経費)は、普通財産が7件、約1,679万円(利活用計画等が明確でない土地4件15,785,000円、売却用地2件116,167円、分譲用地1件887,495円)で、行政財産が5件、約133万円となっている。

このほか、上記の数値に含まれていないものとして、職員が直接、草刈等を実施してコスト削減に努めているものもあった。(普通財産1件、行政財産6件)

なお、監査対象財産において、不法占用や不法投棄、近隣住民等からの苦情等はみられなかった。

## 4 処分の状況

### (1) 平成17年度から平成20年度までの処分状況

廃止された職員住宅や庁舎・施設等の跡地について、平成17年度から平成20年度までの4年間で、31件、総面積49,310.53㎡が、総額約43億7,221万円で売却されている。

売却は、一般競争入札や一般競争入札により売買が成立しなかった不落物件の公募、宅地建物取引業者の協会による媒介(協会から宅地建物取引業者に売買物件を紹介)のほか、インターネットの公有財産オークションも活用し、積極的に未利用地の処分を図ってきている。

契約形態別では、一般競争入札が最も多く、次いで公募等による随意契約、土地の交換の順となっている。

### 平成 17 年度から平成 20 年度までの処分状況

(分譲用地、公共事業及び廃道・廃川敷に係る売却を除く。)

区 分		平成 17 年度			平成 18 年度		
		件数	面積 (㎡)	売却額 (円)	件数	面積 (㎡)	売却額 (円)
合 計		5	3,875.10	269,469,900	11	8,627.17	1,926,370,154
処分先 別内訳	国・独立行政 法人	—	—	—	—	—	—
	市町	—	—	—	—	—	—
	公益法人	—	—	—	—	—	—
	民間企業	2	3,436.59	245,600,000	7	7,951.62	1,898,416,999
	個人	3	438.51	23,869,900	4	675.55	27,953,155
契約形態 別内訳	一般競争入札	4	1,774.62	244,269,900	8	6,095.44	1,863,550,154
	随意契約	1	2,100.48	25,200,000	3	2,531.73	62,820,000
	交換	—	—	—	—	—	—

区 分		平成 19 年度			平成 20 年度		
		件数	面積 (㎡)	売却額 (円)	件数	面積 (㎡)	売却額 (円)
合 計		4	8,025.90	366,450,000	11	28,782.36	1,809,920,000
処分先 別内訳	国・独立行政 法人	—	—	—	1	1,465.75	17,150,000
	市町	—	—	—	1	24,247.93	138,600,000
	公益法人	—	—	—	—	—	—
	民間企業	2	7,559.54	338,650,000	2	1,522.04	1,520,500,000
	個人	2	466.36	27,800,000	7	1,546.64	133,670,000
契約形態 別内訳	一般競争入札	3	7,704.00	349,750,000	6	2,376.57	1,576,310,000
	随意契約	1	321.90	16,700,000	4	2,157.86	95,010,000
	交換	—	—	—	1	24,247.93	138,600,000

### (2) 平成 21 年度の処分状況

一般競争入札により、元天神前警備派出所、自治研修所、旧津田診療所駐車場、旧津田診療所医師公舎（北側）の4件、面積 2,788.87 ㎡が1億 9,494 万円で売却されている。

なお、監査基準日以降の平成 21 年 12 月に、屋島西町県有地の2区画のうち1区画 (201.78 ㎡) 及び元坂出工業高校校長公舎 (341.11 ㎡) が、一般競争入札により計 1,150 万円で売却され、平成 21 年度の処分件数は6件、面積 3,331.76 ㎡、売却額約 2 億 644



万円となっている。

#### 平成 21 年度の処分状況

区分		件数	面積 (㎡)	売却額 (円)
合 計		6	3,331.76	206,435,000
処分先 別内訳	国・独立行政 法人	—	—	—
	市町	—	—	—
	公益法人	—	—	—
	民間企業	1	1,026.30	140,700,000
	個人	5	2,305.46	65,735,000
契約形態別 内訳	一般競争入札	6	3,331.76	206,435,000
	随意契約	—	—	—
	交換	—	—	—

#### 5 「今後、未利用地となる見込みの土地」の状況

監査基準日時点で、平成 22 年度以降に「未利用地となる見込みの土地」は、廃止予定の職員住宅や保育専門学院、移転予定の農業試験場、中央病院などで、計 13 件、面積は計 151,608.88 ㎡であることが確認された。

#### 「今後、未利用地となる見込みの土地」の状況〔規模別内訳〕（平成 21 年 10 月 1 日現在）

規 模	件数	面 積	財産名称
300 ㎡未満	0	—	—
300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	3	2,078.39	丸亀教職員住宅 (No.68)、津田教職員住宅 (No.70)、香川県警本部塩上待機宿舍 (No.75)
1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	8	28,852.08	郷東書庫 (No.20)、桜町職員住宅 (No.23)、郷東職員住宅 (No.24)、農業試験場三木試験地 (No.48)、一宮教職員住宅 (No.67)、坂出教職員住宅 (No.69)、保育専門学院 (No.32)、元善通寺西高等学校 (No.65)
10,000 ㎡以上 100,000 ㎡未満	1	17,577.85	中央病院 (No.80)
100,000 ㎡以上	1	103,100.56	農業試験場 (No.47)
計	13	151,608.88	

#### 6 「土地開発公社の保有地」の状況

今回の行政監査は、県有財産を対象にしているが、香川県土地開発公社で先行取得し、保有している土地は、将来的に行政財産として県有財産になる予定財産であることから、土地開発公社の保有地の状況についても、調査を行った。

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）」に基づ

き、地域の秩序ある整備を図るために、地方公共団体に代わって土地等の先行取得を行うこと等により、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的して設置されているものである。

土地開発公社で保有している土地は、基本的に取得後速やかに県が買い取り、取得目的に沿って使用されることが予定されているものであるが、下表のとおり、平成 21 年 10 月 1 日現在で、買い取りされずに保有のままのものが、生島えび養殖場跡地や香川中央広域公園整備事業用地等 8 用地の 248, 834. 91 m<sup>2</sup>であり、これに係る維持管理費（平成 20 年度）は、支払利息、草刈等で約 1 億 1, 084 万円であった。

そのうち、取得後 5 年以上活用されていないものが、生島えび養殖場跡地をはじめ、7 用地 235, 726. 79 m<sup>2</sup>で、全体の 94. 7%となっている。

土地開発公社の保有地の状況（年間維持管理費は、支払利息含む。）

（平成 21 年 10 月 1 日現在）

番号	用地名	所管部	面積 (m <sup>2</sup> )	取得年月日	20 年度維持管理費 (円)
	(所在地)	(所管課)			
1	生島えび養殖場跡地(セミナーパーク整備事業)	政策部	52, 926. 72	昭和 49 年 6 月 ～平成 8 年 12 月	23, 223, 371
	(高松市生島町)	政策課			
2	香川中央広域公園整備事業用地	土木部	96, 618. 46	昭和 62 年 3 月～平成 10 年 12 月(公園事業の先行取得) 昭和 59 年 7 月～昭和 61 年 12 月(空港から公園に変更になった土地)	3, 150, 122
	(高松市香南町)	都市計画課			
3	香南町岡地区空港関連事業用地	土木部	42, 172. 08	昭和 59 年 6 月 ～平成 18 年 8 月	2, 025, 523
	(高松市香南町)	土木監理課			
4	高松港頭地区総合整備事業用地(サンポート高松 A 2 街区)	土木部	2, 753. 90	平成 6 年 12 月	9, 656, 764
	(高松市サンポート)	都市計画課			
5	空港跡地開発整備事業用地 【民間業務用地及び香川大学工学部は、利用計画あり。 ビーコン跡地は、利用計画なし。】	商工労働部	26, 965. 48 (全体面積)	平成 2 年 4 月 (平成 19 年 9 月に民間企業に売却されたが、平成 21 年 7 月に買い戻し)	-
			10, 000. 06 (民間業務用地)		

	(高松市林町)	産業政策課	14,209.34 (香川大学工学部)※	平成2年4月	—
			2,756.08 (ビーコン跡地)	平成2年4月	149,375
6	(元)高松南警察署跡地 (高松市花ノ宮町)	警察本部 会計課	3,108.06	平成17年3月	5,056,313
7	産業交流センター駐車場整備事業用地 (高松市林町)	商工労働部 経営支援課	14,457.08	平成9年9月	28,770,825
8	県民参画センター整備事業用地 (高松市花ノ宮町)	総務部 県民活動・男女共同参画課	9,833.13	平成9年11月	38,805,494
計	8用地	5部7課	248,834.91	—	110,837,787

※平成22年3月5日に国立大学法人香川大学に8,333㎡を売却済み。

## 第6 監査の結果及び意見

香川県では、未曾有の危機的状況に直面している財政を再建するため、「財政再建方策（平成16年10月策定）」に基づき、平成17年度からの3年間を集中対策期間として県有財産等の売却と利活用に取り組むとともに、平成20年度からの3年間は、「新たな財政再建方策（平成19年11月策定）」及び「行財政改革推進のための基本指針（平成20年3月策定）」に基づき、歳入確保策として県有未利用地等の売却を進めている。

新たな財政再建方策の計画（平成20年度～平成22年度）では、未利用地等の売却計画額37億円に対し、平成22年3月時点で20億1,636万円、達成率は、約55%となっている。

本監査は、このような状況を踏まえ、県有財産の有効活用の推進に資するために実施したものであり、以下の個別改善・検討事項及び総括意見を参考として適正な事務の執行を期待するものである。

### 1 個別改善・検討事項

- (1) 「普通財産における未利用地」のうち「利活用計画等が明確でない土地」について

未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。

番号	5、22、28、34、52、56、57、58
----	------------------------

未利用地については、平成 17 年度以降、財政再建に向けた歳入確保策として積極的に利活用計画の策定や処分が進められているところであるが、利活用計画等が明確でない土地が、8 件、174,856.17 m<sup>2</sup>あり、これらの土地については、利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。

## (2) 「行政財産における未利用地」について

行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。

番号	6、31、35、49、53、54、61、62、63、64、71、72、73、74、76、77
----	------------------------------------------------

行政財産は、公用又は公共用に供し、又は供することと決定された財産であるが、実際には、公用又は公共用に使用されていない土地があることが判明した。これらの土地については、行政財産として管理すべき財産かどうかを検討し、行政財産として管理すべき財産については早期に利活用計画を策定する必要がある。また、利活用計画を定めることができないものについては、原則として用途廃止し普通財産として管理、貸付け又は売却を行う必要がある。

## (3) 「貸付地」について

長期間無償で貸付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。

また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。

番号	4、10、25、29、30、33、36、38、39、40、50、59、66
----	---------------------------------------

公有財産の貸付けについては、有償・無償に関わらず、「香川県公有財産管理審査会規程」(昭和 48 年訓令第 2 号)に基づき、香川県公有財産管理審査会の審査を経て決定されている。

無償貸付については、市町や公共的団体に対して 13 件の貸付け(貸付先 20 件)が行われている。そのすべてが、長期間(平成 22 年 4 月 1 日現在で 5 年以上)となっているため、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ、有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。

また、公有財産規則に基づき、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。

#### (4) 今後、発生する未利用地について

今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。

番号	20、23、24、32、47、48、65、67、68、69、70、75、80
----	----------------------------------------

平成 22 年度以降に施設の統廃合、移転等により未利用地となる見込みの土地は、13 件、面積 151,608.88 m<sup>2</sup>に上っている。利活用又は売却の計画が未策定のものについては、早急に跡地の利活用計画又は処分計画を決定する必要がある。

#### (5) 土地開発公社の保有地について

土地開発公社の保有地について、早期に県が買戻す必要がある。また、県が買戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。

土地開発公社の保有地の状況 (P15～P16)	8 件
-------------------------	-----

土地開発公社の保有地については、平成 11 年度の包括外部監査において、「用地取得後の社会・経済情勢の変化により県の買戻しが遅れているものが大半であるが、できるだけ早く買戻しをして有効活用を図るべきである。しかし、県の財政事情もあり、単年度で買戻しが困難であるものについては、年次計画による買戻しを考える必要がある。」として、適切な措置の検討が求められ、その対応について、知事から、「長期保有土地等については、買戻しの検討を進めており、できるだけ早期に長期保有状態の解消等が図られるよう努める。」との報告が行われている。

上記の包括外部監査から 10 年が経過し、買戻しができた長期保有地があるが、一方で県の財政状況が厳しいなか、長期保有地状態が解消されていないものがある。

土地の公有地残高（簿価）には、毎年度、借入金の支払利息等が計上されるため、買戻しが遅れるほど、買戻し価格（簿価）が上昇することになるので、県の買戻しが困難になり利活用が見込まれないものについては、早期に利活用計画の見直しや売却等の処分を行う必要がある。

## 2 総括意見

平成 20 年度決算審査意見書や定期監査の検討指示事項で述べているところであるが、公有財産の土地については、多くの未利用地が見られ、また、その維持管理に約 1,812 万円の費用を要していることから、今後も土地開発公社等の所有しているものを含め、その利活用の検討を行うとともに、利活用が見込めないものは、国、地元市町が活用する場合には適正価格で譲渡し、国、地元市町が活用しない場合には民間へ売却するという方針に基づき、社会経済情勢や地価動向などを見極めながら、県財政の財源確保に資することが

望まれるところである。

以下、総括意見を述べる。

- (1) **未利用地について、全庁的・組織横断的に取り組む体制を整備し、県有財産の一元的な管理を行うことにより利活用又は処分の促進を図ることを検討する必要がある。**

未利用地の利活用や処分計画等を早急に策定するとともに、その確実な実施に向けて、財産管理の責任を明確にし、全庁的・組織横断的に取り組む体制を整備するなどにより、県民に対する説明責任を果たしていくことを強く要望する。

- (2) **小規模面積を含む未利用地及びそれに係る維持管理費を県民に公表することを検討する必要がある。**

また、この公表にあわせて、広く県民から活用提案を募ることなどについても検討する必要がある。

従来、本県において公表している未利用地は、現在利用されていない 300 m<sup>2</sup>以上の土地（土地形状等により他の利用が明らかに困難なもの及び利用計画が確定しているものを除く。）となっている。

今後、原則として 300 m<sup>2</sup>未満の小規模面積を含む未利用地及びそれに係る維持管理費を県民に公表することを検討する必要がある。

また、この公表にあわせて、広く県民から活用提案を募ることなどについても検討する必要がある。

- (3) **施設等の統廃合計画により、未利用地が発生することが明らかな場合には、利活用計画の策定等も同時・並行的に検討して、未利用地の増大を防止するよう努める必要がある。**

今後、職員住宅や保育専門学院の廃止、農業試験場や中央病院の移転、県立高校の再編整備基本計画等に伴い、さらに未利用地の面積が拡大することが予想される。施設等の統廃合計画により、未利用地が発生することが明らかな場合には、未利用地の利活用計画や売却計画等も同時・並行的に検討して、未利用地の増大を防止するよう努める必要がある。

- (4) **「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、土地開発公社の抜本的な改革を検討する必要がある。**

県は土地開発公社に土地の先行取得を依頼し、債務保証を行っているが、景気の停滞及び県の財政状況の悪化等により県の事業の繰延べ、見直し等に伴い用地の買戻しが困難になり、土地開発公社が土地を長期保有している。将来的には、県の負担になるものであり、早急に対応する必要がある。

県では、総務省の「土地開発公社経営健全化対策」（平成 16 年 12 月 27 日付け総務事務次官通知）に基づいて、平成 17 年 6 月に土地開発公社経営健全化団体の指定を受け、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間で、5 年以上保有土地の解消や民間売却の実施等を目標として、公社の経営健全化に取組み一定の成果をあげているものの、長期保有地の解消には至っていない状況である。

他県においては、こうした問題を解消するため、「第三セクター等の改革について」（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、土地開発公社の存廃も含めた抜本的な改革に着手する例も見られることから、本県においても、土地開発公社の抜本的改革を検討されるよう要望する。

[別表]

○監査対象財産一覧【平成21年10月1日現在】(土地開発公社の保有地を除く)

番号	部局名	所属名	財産名称	所在地	普通財産				行政財産			平成22年度以降未利用地見込み			
					全体 (面積:㎡)	利用状況の内訳(面積:㎡)			有 建物 (面積:㎡)	全体 (面積:㎡)	利用状況の内訳(面積:㎡)		有 建物 (面積:㎡)	未利用見込み (面積:㎡)	未利用となる (予定)時期
						貸付地	未利用地	区分			貸付地	未利用地			
1	政策部	政策課(東京事務所)	東京讃岐会館本館等	東京都港区三田1丁目11番9号	2,911.04	2,911.04									
2	政策部	政策課(東京事務所)	東京讃岐会館別館等	東京都港区三田1丁目11番13号											
3	政策部	政策課(東京事務所)	東京讃岐会館職員住宅2	東京都港区三田1丁目11番33号	1,174.56	1,174.56									
4	政策部	政策課(東京事務所)	東京学生寮	東京都港区三田3丁目2番23号	3,928.29	3,928.29									
5	政策部	政策課(東京事務所)	大の場健康体育センター跡地等	高松市浜ノ町265番3・4・8	11,040.00		11,040.00	計画不明							
6	政策部	交通政策課	与島第二駐車場等(多目的広場)	坂出市与島町字東方514番31					18,169.00		18,169.00				
7	総務部	総務学事課	第三港湾貸付地	高松市浜ノ町73番3	1,263.57	1,263.57									
8	総務部	総務学事課	交通安全協会貸付地	高松市郷東町字新開587番1	11,574.48	11,574.48									
9	総務部	総務学事課	三幸荘貸付地	高松市宮脇町2丁目441番4	393.80		393.80	売却用地							
10	総務部	総務学事課	大の場海水浴場	高松市浜ノ町262番1外	16,270.73	16,270.73									
11	総務部	総務学事課	香川大学教育学部貸付地	高松市幸町39番3外	19,812.00	19,812.00									
12	総務部	総務学事課	屋島西町県有地	高松市屋島西町字谷東1134番14外	427.75		427.75	売却用地							
13	総務部	総務学事課	中讃保健福祉事務所(旧中讃保健所坂出支所)	坂出市入船町1丁目372番46	345.74		345.74	売却用地							
14	総務部	総務学事課	三木町県有地(高松保健所三木支所跡地)	木田郡三木町大字池戸字上池2997番8外	949.01		949.01	売却用地							
15	総務部	総務学事課	農業大学校府中	坂出市府中町字平石1410番11外	4,812.00		4,812.00	売却用地							
16	総務部	総務学事課	旧大内保健所(普通財産)	東かがわ市町田638番4	1,985.58		1,985.58	売却用地	有(未)						
17	総務部	総務学事課	三豊工業高校校長公舎跡地(普通財産)	観音寺市大野原町大野原字四軒屋5440番1	695.00		695.00	売却用地							
18	総務部	総務学事課	笠田高校校長公舎跡地(普通財産)	三豊市豊中町本山甲字高千1533番1外	730.06		730.06	売却用地							
19	総務部	総務学事課	元坂出工業高校校長公舎	坂出市八幡町4丁目1番7号	341.11		341.11	売却用地	有(未)						
20	総務部	総務事務集中課	郷東書庫	高松市郷東町字新開587番1							1,728.90	平成22年度以降			
21	総務部	税務課	坂出県税事務所	坂出市久米町1丁目475番	3,000.00		3,000.00	売却用地	有(未)						
22	総務部	職員課	香川県双子浦職員寮	小豆郡小豆島町蒲生字西の丸甲2368外	3,135.76		3,135.76	計画不明	有(未)						
23	総務部	職員課	桜町職員住宅	高松市桜町2丁目7-35							3,649.54	職員住宅廃止後			
24	総務部	職員課	郷東職員住宅	高松市郷東町587番1							1,364.62	職員住宅廃止後			
25	総務部	防災局危機管理課	防災資機材センター	高松市朝日新町1番18	105.00	105.00									
26	環境森林部	みどり整備課	森林センター(山崎池)	仲多度郡まんのう町新目821番92	2,695.00	2,695.00									
27	環境森林部	みどり保全課	瀬戸内海国立公園 タンベ池(普通財産)	坂出市大屋町柳谷3042番3外	201,884.84	201,884.84									
28	環境森林部	廃棄物対策課	総社塩田跡地	坂出市林田町字洲鼻前2851番99外	101,946.00		101,946.00	計画不明							
29	健康福祉部	健康福祉総務課	旧香川県健康増進センター(駐車場)	高松市浜ノ町265番1・7	2,354.00	2,354.00									
30	健康福祉部	子育て支援課	亀山学園	丸亀市柞原町字西村602番地1	4,115.19	4,115.19									
31	健康福祉部	子育て支援課	児童厚生施設用地	高松市中山町1505番110・111・123・1504番4・17・19					11,202.87		11,202.87				
32	健康福祉部	保育専門学院	香川県立保育専門学院	高松市田村町1155番1外1							6,405.00	平成22年度末(保 専廃止後)			
33	健康福祉部	障害福祉課	丸山作業所貸付地	観音寺市流岡町山之後750番10外2	4,742.00	4,742.00									
34	健康福祉部	障害福祉課	かがわ総合リハビリテーションセンター(普通財産)	高松市田村町字西浦596番41	99.86		99.86	計画不明							
35	健康福祉部	医務国保課	香川大学医学部用地(行政財産)	木田郡三木町大字池戸字高尾2053番2外					27,069.43		27,069.43				
36	健康福祉部	薬務感染症対策課	香川県赤十字血液センター	高松市郷東町字新開587-1	3,300.14	3,300.14									
37	商工労働部	産業政策課(産業集積室)	香川県大阪事務所	大阪市中央区東心斎橋1丁目32番4	595.01	595.01									
38	商工労働部	産業政策課(産業集積室)	香川産業頭脳化センタービル	高松市林町2217番15	10,000.00	10,000.00									
39	商工労働部	産業政策課(産業集積室)	高温高圧流体技術研究所	高松市林町2217番43	5,000.01	5,000.01									
40	商工労働部	産業政策課(産業集積室)	番の州埋立地	坂出市番の州町・番の州公園・番の州緑町・川崎町、綾歌郡宇多津町	477,297.10	34,228.95	443,068.15	分譲用地	有						
41	商工労働部	産業政策課(産業集積室)	高松東ファクトリーパーク	木田郡三木町大字井上、さぬき市昭和	243,231.60	211,432.60	31,799.00	分譲用地							
42	商工労働部	経営支援課	産業会館	高松市福岡町2丁目2番2号	4,448.78	4,449.71									
43	商工労働部	労働政策課	香川職業能力開発促進センター	高松市花ノ宮町2丁目1015番外7	8,291.80	8,291.80									
44	商工労働部	労働政策課	香川県立高松高等技術学校(普通財産)	高松市郷東町587番1	1,676.02	1,676.02									
45	商工労働部	労働政策課	花ノ宮二丁目県有地	高松市花ノ宮町2丁目997番1外7	2,357.13	2,357.13									
46	商工労働部	観光交流局にぎわい創出課	シンボルタワー用地(貸付地)	高松市サンポート2番2	4,004.10	4,004.10									



番号	部局名	所属名	財産名称	所在地	普通財産				行政財産				平成22年度以降未利用地見込み		
					全体 (面積:㎡)	利用状況の内訳(面積:㎡)			県有 建物	全体 (面積:㎡)	利用状況の内訳(面積:㎡)		県有 建物	未利用見込み (面積:㎡)	未利用となる (予定)時期
						貸付地	未利用地	区分			貸付地	未利用地			
47	農政水産部	農業試験場	農業試験場	高松市仏生山町甲220外									103,100.56	農業試験場移転後	
48	農政水産部	農業試験場	農業試験場三木試験地	木田郡三木町大字池戸字大塚3222番1外									3,825.00	農業試験場移転後	
49	農政水産部	農業大学校	農業大学校買田圃場	仲多度郡まんのう町買田岡下612番7					1,141.00		1,141.00				
50	農政水産部	農業生産流通課	主基斎田記念碑	綾歌郡綾川町山田上田頃甲1766番5	20.00	20.00									
51	農政水産部	水産課	瀬戸内海栽培漁業センター	高松市屋島東町字北石塚234番3・6	6,622.43	6,622.43									
52	土木部	土木監理課 (用地対策室)	北谷地区用地	丸亀市飯山町東坂元北谷、坂出市川津町西田	41,497.92		41,497.92	計画不明							
53	土木部	長尾土木事務所	大内ダム管理事務所(職員宿舍)	東かがわ市水主2048番					385.65		385.65	有(未)			
54	土木部	西讃土木事務所	五郷ダム管理事務所(ダム建設の原石山)	観音寺市大野原町有木字蛇の谷乙274番					22,774.00		22,774.00				
55	土木部	港湾課	元坂出土木事務所	坂出市入船町1丁目322番49・123・124・125	4,900.00	4,900.00									
56	土木部	都市計画課	サンポート高松用地(A2)	高松市サンポート6-1・2	4,873.99		4,873.99	計画不明							
57	土木部	都市計画課	サンポート高松用地(B1)	高松市サンポート7-1・2	7,228.15		7,228.15	計画不明							
58	土木部	都市計画課	サンポート高松用地(B2)	高松市サンポート1-1・2・3	5,034.49		5,034.49	計画不明							
59	土木部	下水道課	下水道課(公園緑地等)	仲多度郡多度津町堀江5丁目5・6番地	17,977.25	17,977.25									
60	土木部	住宅課	県営住宅西春日団地(普通財産)	高松市西春日町797番1	814.60	814.60									
61	教育委員会事務局	高校教育課	高松高等学校(校長公舎跡地)	高松市中央町1番20					180.24		180.24				
62	教育委員会事務局	高校教育課	高松南高等学校(実習地)	高松市仏生山町字百相坂1366番1外3					1,400.00		1,400.00				
63	教育委員会事務局	高校教育課	高松北高等学校(山林)	高松市牟礼町牟礼字岡1583番1					19,046.00		19,046.00				
64	教育委員会事務局	高校教育課	飯山高等学校(実習地)	丸亀市飯山町東坂元1-21外1					16,069.00		16,069.00	有(未)			
65	教育委員会事務局	高校教育課	元善通寺西高等学校	善通寺市文京町4丁目2301番2									8,028.00	平成22年度末	
66	教育委員会事務局	保健体育課	ヨットハーバー	高松市浜ノ町270番1・262番2	9,285.00	9,285.00									
67	教育委員会事務局	健康福利課	一宮教職員住宅	高松市一宮町字作島508番									2,606.09	教職員住宅廃止後	
68	教育委員会事務局	健康福利課	丸亀教職員住宅	丸亀市田村町字向又1462番2									641.88	教職員住宅廃止後	
69	教育委員会事務局	健康福利課	坂出教職員住宅	坂出市池園町512番4・5									1,244.93	教職員住宅廃止後	
70	教育委員会事務局	健康福利課	津田教職員住宅	さぬき市津田町津田字御座田249番4									712.81	教職員住宅廃止後	
71	警察本部	会計課	東かがわ警察署相生駐在所	東かがわ市馬宿153番1					153.66		153.66				
72	警察本部	会計課	高松北警察署観光通待機宿舎	高松市観光通2丁目11番5					52.89		52.89				
73	警察本部	会計課	高松西警察署川西待機宿舎	綾歌郡綾川町滝宮字川西1657番4					941.20		941.20	有(未)			
74	警察本部	会計課	高松南警察署多肥駐在所	高松市多肥上町字井手上444番3					226.62		226.62	有(未)			
75	警察本部	会計課	香川県警本部塩上待機宿舎	高松市塩上町2丁目13番17									723.70	平成21年7月末	
76	水道局	総務課	中部浄水場職員宿舎	仲多度郡琴平町大字下櫛梨15番地・16番地の7・16番地の8					663.63		663.63	有(未)			
77	水道局	総務課	綾川浄水場職員宿舎	坂出市府中町字石井1175-6、1232-2、1232-3					1,261.54		1,261.54	有(未)			
78	病院局	県立病院課	旧津田診療所医師公舎	さぬき市津田町津田字南上所986-1外1	1,075.73		1,075.73	売却用地	有(未)						
79	病院局	県立病院課	丸亀病院医師公舎	丸亀市富士見町1丁目1007-2	690.83		690.83	売却用地	有(未)						
80	病院局	県立病院課	中央病院	高松市番町5丁目4-1									17,577.85	中央病院移転後 (平成25年度予定)	
計	11部(局) 37所属	80 財産	面積の計(単位:㎡)	1,262,954.45	597,785.45	665,169.93	—	—	120,736.73	0.00	120,736.73	—	151,608.88	—	
			売却中(売却案内中を含む。)・分譲中の土地の面積(単位:㎡)	—	—	—	490,313.76	—	—	—	—	—	—	—	—
			件数	51	31	22	22	14	16	0	16	6	13	—	

(注)1 面積は、登記簿面積である。

2 県有建物で、「有」は、貸付・その他で利用している建物があるもの、「有(未)」は、未利用の土地に未利用の建物があるものである。

3 産業会館における普通財産の全体面積は、登記簿面積であるが、内訳の貸付面積が実測面積であるため、合計が一致しない。(0.93㎡実測増)

4 普通財産の「未利用地」の「区分」欄のうち、「計画不明」は「利活用計画等が明確でない土地」である。

全体計(面積:㎡)  
全体計(件数)

1,535,300.06  
80